

市街化区域

農地法第4条・5条の転用手続きについて

届出書の受付は、毎週木曜日が締め切りです。受理通知書の交付は翌週金曜日の予定です。

◆転用にあたって

- ・過去に転用届出済で、既に目的どおりの転用行為がされている土地については、法務局で地目変更登記を行ってください。
- ・分筆が必要な場合は、分筆が済んでから手続きをしてください。
- ・開発行為を伴う農地の転用については、あらかじめ都市整備部建築開発課で開発行為の手続きを行ってください。

◆農地法第4条・5条の届出に係る添付書類等一覧 ※添付書類は、A4に統一してください。

	添付書類	必要部数	備考	
1	農地転用届出書	第4条	2	市街化区域内の所有地を自己用に転用する場合
		第5条	3	市街化区域内の農地を取得又は借り受けて転用する場合
2	土地の登記事項全部証明書 (不動産登記簿謄本)	1	登記官の公印入りで、発行より3カ月以内のもの（コピー、写し可） ※インターネットサービスで取得したものは不可	
3	公図の写し	1	登記官の公印入りで、発行より3カ月以内のもの（コピー、写し可） ※インターネットサービスで取得したものは不可 ※対象地を朱書きで表記してください	
4	案内図	1	任意様式の地図に対象地を朱書きで表記してください	
5	委任状	1	届出手続き等を代理人が行う場合に必要（任意様式）	
その他必要な書類（例）				
	住民票の写し	1	土地の登記事項全部証明書と現在の住所が異なる場合	
	農地法第18条第6項の規定による 通知書及び合意解約書	1	届出の農地が賃貸借の目的となっている場合	
	当該権利者の同意書	1	仮登記や抵当権が設定されている場合	
	共有持分者の同意書	1	共有持分の持分を一部移転する場合	

◆転用後

- ・地目変更登記を忘れずに行ってください。
- ・受理通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

◆土地改良区受益地については、該当する土地改良区で地区除外手続きが必要となります。

元荒川上流土地改良区 ☎ 5 5 6 - 3 1 3 5
 大里用水土地改良区 ☎ 5 2 1 - 0 4 3 3
 見沼代用水土地改良区 ☎ 0 4 8 0 - 8 5 - 9 1 0 0
 南河原土地改良区 ☎ 5 5 7 - 4 1 0 0
 新江川土地改良区 ☎ 5 5 7 - 4 1 0 0